

スタートアップ連携による地域課題解決可能性調査事業 公募型プロポーザル 実施要領

1 委託業務の概要

件 名： スタートアップ連携による地域課題解決可能性調査事業
業務内容： 「スタートアップ連携による地域課題解決可能性調査事業仕様書」のとおり
履行期間： 契約締結日から令和9年3月31日（水）まで
予算上限額： 4,000,000 円以内（消費税及び地方消費税含む）

2. プロポーザルへの参加資格

次の（１）から（７）に掲げる条件をすべて満たす者に限り、本プロポーザルに参加することができる。

- （１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （２）石川県から指名停止を受けていないこと。
- （３）国税及び地方税を滞納していないこと。
- （４）民事再生法、会社更生法に基づく再生又は更生手続き、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （５）役員（役員として登記または届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及び第6号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる行動を行う者でないこと。
- （６）政治団体でないこと。
- （７）宗教団体でないこと。

3. スケジュール

- | | |
|------------------------|--------------|
| （１）募集開始 | 令和8年9月18日（金） |
| （２）質問書提出期限 ※質問がある場合のみ | 9月30日（水）17時 |
| （３）質問書への回答 ※県ホームページに掲載 | 10月 2日（金） |
| （４）企画提案書提出期限 | 10月 8日（木）17時 |
| （５）選考結果の通知 | 10月 中旬 |
| （６）契約締結 | 10月 下旬 |

4. 質問書の提出、回答方法

- （１）提出期限
令和8年9月30日（水）17時必着
- （２）提出方法
 - ・「質問書（様式1）」を電子メールにより提出し、到達確認のため電話で受信確認を行うこと。

- ・件名は、「スタートアップ連携による地域課題解決可能性調査事業」とすること。

(3) 提出先

「11. 問い合わせ先」のメールアドレス

(4) 質問の回答

令和8年10月2日（金）までに、質問者に対し電子メールでの回答を行うとともに、県ホームページに掲載する。

(5) 留意事項

- ・企画提案書の審査に係る質問は受け付けない。
- ・電話での質問は受け付けない。

5. 審査参加申込書及び企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和8年10月8日（木）17時必着

(2) 提出方法

- ・PDFなどの電子データでメールにて提出すること。
- ・到達確認のため電話で受信確認を行うこと。

提出書類	形式	様式
① 公募型プロポーザル参加申込書	A4	様式2
② 企業概要説明資料	A4	様式3
③ 企画提案書 仕様書の記載内容のほか下記事項を含めること ・「スタートアップ連携による地域課題解決可能性調査事業 仕様書」の「2 業務内容-（1）、（2）」に関する具体的な提案 ・業務実施体制とスケジュール ・類似業務の過去実績 ・見積金額（項目毎の内訳・詳細を記載） ※企画提案書の内容は「7. 審査方法・審査基準」に記載の内容に鑑み作成すること	A4	任意 ※20枚以内
④ 参加資格等確認用書類（写し可） ・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ・県税の滞納がないことの証明書 （県税事務所又は県総合事務所、税務課が発行する納税証明書） ・最新の決算書 ・定款	—	—
⑤ 誓約書	A4	様式4

(3) 提出先

「11. 問い合わせ先」のメールアドレス

(4) 留意事項

- ・一提案者が同一業務について複数提案を行うことは認めない。
- ・「(2) 提出方法」の「③企画提案書―業務実施体制」については、再委託先がある場合は、これを明確にし、その業務内容及び再委託金額を明記すること。
- ・提出された書類は、本委託以外の目的で公開・使用しないものとする。
- ・提出された書類は、審査に必要な範囲において複製することがある。
- ・書類提出後の追加、訂正等は認めないこととする。
- ・提出された書類は返却しない。

6. 審査方法・基準

- (1) 審査にあたり、「2 プロポーザルへの参加資格」を満たすと認めた者について、提出された企画提案書等の内容をもとに書面審査し、最も評価の高い提案者を契約の相手方として選定する。
- (2) 必要に応じて、追加の書類提出や聞き取り等による内容確認を行う場合がある。
- (3) 審査及びその内容は非公開とする。
- (4) 評価項目は、以下のとおりとする。

<評価項目>

- ①業務実績： 類似業務の実績・経験は十分か
- ②業務体制： 業務を円滑に実施できる人材・体制は十分か
- ③理 解 度： 業務の内容、背景、目的をよく理解しているか
- ④実施計画： 地域課題の抽出及び課題解決に資するスタートアップの選定手法が適切か、スタートアップ支援や連携に関する知見・実績を有しているか、将来的な実施主体の拡大を見据え、拡張性及び汎用性を備えた制度設計となっているか
- ⑤費 用： 企画内容に見合った費用になっているか

7. 優先交渉権者の決定及び選考結果通知

- (1) 審査において総合的に評価し、最も優れた者及び次点者を特定する。
- (2) 審査で特定した最も優れた者から委託契約の締結交渉を行う。
- (3) 審査結果については、採否に関わらず、企画提案書を提出した者全てに対して文書で通知する。
- (4) 審査結果について、異議申し立ては認めない。

8. 契約の締結

- (1) 契約の締結交渉に際して、改めて見積書を徴収し、内容を精査の上、随意契約により契約を締結するものとする。
- (2) 契約内容は、企画提案書に基づいて決定する。ただし、協議により、仕様書の内容

に一部変更が生じる可能性がある。

9. その他

- (1) 本審査に係る経費は全て提案者の負担とする。
- (2) プロポーザル参加により知り得た情報は、他社に漏らしてはならない。
- (3) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- (4) 企画提案書による提案内容は、石川県に帰属する。
- (5) 県民等からの情報公開の請求に応じて、情報開示を行う場合がある。
- (6) 書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本通貨、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51条）に定める単位に限る。

10. 問い合わせ先

石川県商工労働部産業政策課次世代産業創造グループ（担当：荒田）

〒920-8580 石川県金沢市鞍月一丁目1番地

メールアドレス：sanren-sd@pref.ishikawa.lg.jp